

## 吉備路れんげまつり広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、吉備路れんげまつり広告掲載要綱に基づき、吉備路れんげまつりチラシ（以下「まつりチラシ」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、吉備路れんげまつり広告掲載要綱に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まつりチラシ 吉備路れんげまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が作成するチラシをいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報をいう。
- (3) 実行委員長 吉備路れんげまつり実行委員会実行委員長をいう。

### (広告の規格等)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の大きさは、縦4.5cm×横6.0cmとする。

- 2 広告枠の位置は、まつりチラシのうちから、実行委員長が定める。

### (広告の募集及び掲載)

第4条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、実行委員会の構成団体のホームページ、広報紙その他広報媒体を利用して行うものとする。

- 2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定の例により募集する。
- 3 掲載申込みのあった広告は、この要領に定めるところに従い、掲載の可否を決定する。

### (掲載決定順序)

第5条 掲載申込みのあった広告（前条各号のいずれにも該当しないものに限る。）がまつりチラシ上の広告枠の数を超える場合は、吉備路れんげまつり広告掲載要綱第8条第1項の規定により掲載する広告の順序を決定する。

- 2 順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

### (広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり10,000円とする。

(掲載申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、吉備路れんげまつり広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添付して、実行委員長に申し込むものとする。

2 広告の申込みは、1人の申請者に対し1枠限りとする。

3 実行委員長は、第1項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の審査・決定等)

第8条 実行委員長は、前条第1項の規定による吉備路れんげまつり広告掲載申込書を受理したときは、速やかに広告案の内容を審査し掲載の可否を決定の上、吉備路れんげまつり広告掲載承認・不承認決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、実行委員長は、掲載の可否について疑義を生じた場合は、実行委員会による審査を経るものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 第8条第1項の規定により広告掲載承認決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、実行委員長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、実行委員長が指定する期日までに実行委員長に提出しなければならない。

2 実行委員長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容について、吉備路れんげまつり広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、吉備路れんげまつり広告掲載基準第4条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないことその他提出された広告原稿(画像データ)が適当であることを確認しなければならない。

3 実行委員長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿(画像データ)が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿(画像データ)の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

第11条 実行委員長は、第9条の規定により広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿(画像データ)が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第12条 実行委員長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告主が広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき
- (3) 第10条第3項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき
- (4) その他まつりチラシへの広告掲載が不相当であると判断したとき

2 実行委員会は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取り下げの申出)

第13条 広告主は、所定の吉備路れんげまつり広告掲載取り下げ申出書(様式第4号)の提出により、まつりチラシへの広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかった場合は、広告掲載料を返還する。

3 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条第1項の規定により決定を受けたまつりチラシへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、実行委員長が

定める。

附 則

この要領は、平成28年1月13日から施行する。